

令和7年2月（定例会）

第144回

気仙沼市議会議案書

（その2）

令和7年2月7日提出

目 次

(令和7年2月7日提出)

議案 番号	件 名	頁	説明 資料 頁	備 考
19	気仙沼市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて	4	—	
20	気仙沼市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	7	—	
21	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例制定について	10	—	
22	気仙沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び気仙沼市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について	14	—	
23	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	21	—	
24	気仙沼市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について	29	4	
25	気仙沼市東日本大震災遺構・伝承館条例の一部を改正する条例制定について	62	7	
26	気仙沼市地域公共交通会議条例の一部を改正する条例制定について	67	9	
27	気仙沼市地域集会施設条例の一部を改正する条例制定について	70	10	
28	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	73	—	
29	気仙沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	84	—	
30	気仙沼市保育所条例等の一部を改正する条例制定について	89	—	
31	気仙沼市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	95	13	
32	気仙沼市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について	108	—	

議案 番号	件 名	頁	説明 資料 頁	備 考
33	令和7年度気仙沼市一般会計予算	別冊	別冊	
34	令和7年度気仙沼市国民健康保険特別会計予算		—	
35	令和7年度気仙沼市後期高齢者医療特別会計予算		—	
36	令和7年度気仙沼市介護保険特別会計予算		—	
37	令和7年度気仙沼市魚市場特別会計予算		—	
38	令和7年度気仙沼市水道事業会計予算		—	
39	令和7年度気仙沼市簡易水道事業会計予算		—	
40	令和7年度気仙沼市ガス事業会計予算		—	
41	令和7年度気仙沼市下水道事業会計予算		—	
42	令和7年度気仙沼市病院事業会計予算		—	

議案第19号

気仙沼市教育委員会教育長の任命につき同意を求めること
について

気仙沼市教育委員会教育長に次の者を任命したいので、議会の同意を
求める。

気仙沼市赤岩五駄鱈 [REDACTED]
小 山 淳
昭和33年 [REDACTED] 生

令和7年2月7日提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の同意を求めるためである。

議案第19号資料

1 任期 令和7年5月25日から令和10年5月24日まで

2 候補者

(1) 住所 気仙沼市赤岩五駄鱈 [REDACTED]

(2) 氏名 小山 淳
お やま あつし



(3) 生年月日 昭和33年 [REDACTED]

(4) 学歴及び職歴の概要

昭和58年 3月 東北大学大学院理学研究科
博士課程前期2年課程生物学専攻修了

昭和58年 4月) 宮城県岩ヶ崎高等学校教諭
昭和63年 3月

昭和63年 4月) 宮城県名取高等学校教諭
平成6年 3月

平成6年 4月) 宮城県仙台向山高等学校教諭
平成13年 3月

平成13年 4月) 宮城県教育研修センター指導主事
平成15年 3月

平成15年 4月) 宮城県教育庁教職員課主任主査
平成16年 3月

平成16年 4月) 宮城県矢本高等学校教諭兼
平成17年 3月 宮城県教育庁高校教育課主任主査

平成17年 4月) 宮城県気仙沼西高等学校教頭
平成20年 3月

平成 20 年 4 月) 宮城県教育庁教職員課課長補佐 (管理主事)
平成 22 年 3 月

平成 22 年 4 月) 宮城県登米高等学校校長
平成 25 年 3 月

平成 25 年 4 月) 宮城県気仙沼高等学校校長
平成 31 年 3 月

(5) 役職の概要

平成 25 年 4 月) 気仙沼市特別支援教育推進委員会委員
平成 31 年 3 月

平成 25 年 4 月) 気仙沼公共職業安定所高等学校卒業生就職対策連絡会議会長
平成 31 年 3 月

平成 26 年 7 月) 気仙沼市いじめ問題対策連絡協議会委員
平成 31 年 3 月

平成 27 年 6 月) けせんぬま創生戦略会議委員
平成 31 年 3 月

平成 28 年 12 月) 気仙沼市総合計画審議会委員
平成 31 年 3 月

令和 元年 5 月) 気仙沼市教育委員会教育長
現 在

令和 元年 5 月) 気仙沼・本吉地域広域行政事務組合教育
現 在 委員会教育長

議案第20号

気仙沼市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

気仙沼市教育委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

気仙沼市本吉町津谷長根 [REDACTED]

芳賀孝太郎

昭和54年 [REDACTED] 生

令和7年2月7日提出

気仙沼市長 菅原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の同意を求めるためである。

議案第20号資料

1 任期 令和7年5月25日から令和11年5月24日まで

2 候補者

(1) 住所 気仙沼市本吉町津谷長根 [REDACTED]

(2) 氏名 は が こうたろう
芳賀 孝太郎

(3) 生年月日 昭和54年 [REDACTED]



(4) 学歴及び職歴の概要

平成14年 3月 愛媛大学法文学部総合政策学科卒業

平成14年 4月) 日産プリンス宮城販売株式会社勤務
平成19年 3月

平成19年 4月) 株式会社芳賀自動車勤務
平成25年 1月

平成25年 1月) 株式会社芳賀自動車代表取締役
現 在

(5) 役職の概要

平成29年 1月) 一般社団法人気仙沼青年会議所理事長
平成29年12月

平成31年 4月) 本吉唐桑商工会青年部部長
令和 5年 3月

令和 2年 4月) 気仙沼市立津谷小学校PTA副会長
令和 6年 3月

令和 3年 5月) 気仙沼市教育委員会委員
現 在

令和 6 年 5 月)
現 在 気仙沼・本吉地域広域行政事務組合
教育委員会委員

議案第 2 1 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
の整備に関する条例の一部を改正する条例制定について

別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 7 日 提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき，議会の議決を必要とするためである。

気仙沼市条例第 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に
関する条例（令和4年気仙沼市条例第28号）の一部を次のように改正す
る。

附則第2条中「第9条第3項」を「第9条第2項」に改める。

附則第3条中「第9条第2項」を「第9条第6項」に改める。

附則第7条第6項中「第9条第2項」を「第9条第6項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第21号資料

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>附 則 （気仙沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第2条 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）で、同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の気仙沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。</p> <p>（気仙沼市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第3条 改正法附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）は、同法による新地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の気仙沼市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定を適用する。</p> <p>（気仙沼市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第7条 暫定再任用職員（改正法による新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項、次項及び第5項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員</p>	<p>附 則 （気仙沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第2条 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）で、同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の気仙沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。</p> <p>（気仙沼市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第3条 改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）は、同法による新地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の気仙沼市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定を適用する。</p> <p>（気仙沼市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第7条 同左</p>

改 正 案	現 行
<p>であるものとした場合に適用される気仙沼市職員の給与に関する条例第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>2～5 略</p> <p>6 新給与条例第20条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。</p> <p>7・8 略</p>	<p>2～5 略</p> <p>6 新給与条例第20条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。</p> <p>7・8 略</p>

議案第 22 号

気仙沼市職員の勤務時間，休暇等に関する条例及び気仙沼市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 7 日 提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき，議会の議決を必要とするためである。

気仙沼市条例第 号

気仙沼市職員の勤務時間，休暇等に関する条例及び気仙沼市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(気仙沼市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 気仙沼市職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成18年気仙沼市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め，同条第4項中「，第2項中「3歳に満たない子のある職員が，規則で定めるところにより，当該子を養育」とあり」を削り，「前項中」を「前2項中」に改める。

第15条第1項中「定める者」の次に「（第15条の3第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第15条の2の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第15条の3 任命権者は，職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは，当該職員に対して，仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに，介護両立支援制度等の申告，請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は，職員に対して，当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において，前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第15条の4 任命権者は，介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため，次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(気仙沼市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 気仙沼市職員の育児休業等に関する条例(平成18年気仙沼市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第18条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(気仙沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日を時間外勤務制限開始日とする第1条の規定による改正後の気仙沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3第2項の規定による請求(3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。)を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議案第22号資料

気仙沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び気仙沼市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（第1条関係：気仙沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

改 正 案	現 行
<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第8条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり_____、及び前2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職</p>	<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第8条の3 同左</p> <p>2 任命権者は、<u>3歳に満たない</u>子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職</u></p>

改 正 案	現 案 行
<p>員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</p>	<p>員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</p>
<p>5 略</p>	<p>5 略</p>
<p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第15条の3第1項において「配偶者等」という。</u>）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p>	<p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者_____で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p>
<p>2～3 略</p>	<p>2～3 略</p>
<p><u>（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）</u></p>	
<p><u>第15条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>2 <u>任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u></p>	
<p><u>（勤務環境の整備に関する措置）</u></p>	

改 正 案	現 案 行
<p><u>第15条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u></p> <p>(2) <u>介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u></p> <p>(3) <u>その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p>	<p>(新設)</p>

(第2条関係：気仙沼市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

改 正 案	現 行
<p>(部分休業の承認)</p> <p>第18条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条の2第20項</u>の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲で）行うものとする。</p>	<p>(部分休業の承認)</p> <p>第18条 同左</p> <p>2 略</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条第32項</u>において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲で）行うものとする。</p>

議案第 23 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例制定について

別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 7 日 提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

気仙沼市条例第 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(気仙沼市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 気仙沼市職員の給与に関する条例(平成18年気仙沼市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第19条の2第3号及び第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第19条の3第1項第1号及び第5項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(気仙沼市公害防止条例の一部改正)

第2条 気仙沼市公害防止条例(平成18年気仙沼市条例第109号)の一部を次のように改正する。

第32条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(気仙沼市消防団条例の一部改正)

第3条 気仙沼市消防団条例(平成18年気仙沼市条例第159号)の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(気仙沼市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第4条 気仙沼市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年気仙沼市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令

和 4 年法律第 6 7 号。以下「刑法等一部改正法」という。）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号。以下この項において「旧刑法」という。）第 1 2 条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第 1 3 条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは，当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ，なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については，無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と，有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 6 8 号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は，第 1 条の規定による改正後の気仙沼市職員の給与に関する条例第 1 9 条の 3 第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）及び第 5 項（第 3 号に係る部分に限る。）の規定の適用については，拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

議案第23号資料

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表

（第1条関係：気仙沼市職員の給与に関する条例の一部改正）

改 正 案	現 行
<p>第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p>	<p>第19条の2 同左</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p>
<p>第19条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取</p>	<p>第19条の3 同左</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 同左</p>

改 正 案	現 行
<p>り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合</p> <p>(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合</p> <p>6～8 略</p>	<p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) 同左</p> <p>6～8 略</p>

(第2条関係：気仙沼市公害防止条例の一部改正)

改 正 案	現 行
第32条 第16条の規定による命令に違反した者は、6か月以下の <u>拘禁刑</u> 又は10万円以下の罰金に処する。	第32条 第16条の規定による命令に違反した者は、6か月以下の <u>懲役</u> 又は10万円以下の罰金に処する。

(第3条関係：気仙沼市消防団条例の一部改正)

改 正 案	現 行
<p>第6条 次の各号のいずれかに該当するものは、団員となることができない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることが無くなるまでの者</p> <p>(3)・(4) 略</p>	<p>第6条 同左</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることが無くなるまでの者</p> <p>(3)・(4) 略</p>

(第4条関係：気仙沼市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

改 正 案	現 行
<p>第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p>
<p>第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>
<p>第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

議案第24号

気仙沼市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
制定について

別紙のとおり制定する。

令和7年2月7日提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

気仙沼市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

気仙沼市職員等の旅費に関する条例（平成18年気仙沼市条例第46号）の一部を次のように改正する。

目次を削る。

「第1章 総則」を削る。

第2条第1項第4号中「職員については」を「場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には」に、「又は居所）」を「，居所その他旅行命令権者が認める場所）」に改め，同項第5号中「採用された職員」の次に「（規則で定める職員に限る。）」を加え，同項第6号中「若しくはその扶養親族」を削り，「根拠地」を「根拠」に改め，同項第7号を次のように改める。

（7） 家族 内国旅行にあつては職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。），子，父母，孫，祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい，外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。

第2条第1項に次の2号を加える。

（9） 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて，市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し，かつ，市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。）を締結したものをいう。

（10） 宿泊費基準額 国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「財務省令」という。）別表第2職務の級が10級以下の者の欄に規定する額をいう。

第3条第6項を次のように改める。

6 第1項，第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることが

できる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうち、その者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

第3条第7項中「交通機関の事故」を「天災その他規則で定める事情」に、「次の各号に掲げる金額を、」を「その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を」に改め、同項ただし書及び各号を削り、同条に次の1項を加える。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）」を「旅行命令権者」に改め、同条第3項中「を変更（取消しを含む。以下同じ。）」を「の変更を」に、「これを変更」を「その変更を」に改め、同条第4項中「これを変更」を「その変更を」に、「を記載し、これ」を「の記載又は記録をし、当該事項」に、「提示して行わなければ」を「通知しなければ」に改め、同項ただし書中「当該旅行に関する事項を記載し、これを提示」を「当該事項の記載又は記録を」に、「口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。この場合においては、旅行命令権者は、できるだけ速やかに旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない」を「この限りでない」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 前項ただし書きの規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に改める。

第6条を次のように改める。

（旅費の種類）

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とする。

第7条中「旅費は」の次に「，旅行に要する実費を弁償するためのものとして第9条から第14条まで及び第16条から第19条までに規定する種類及び内容に基づき」を加える。

第8条から第11条までを削る。

第12条第1項中「するもの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を、「請求書」の次に「（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）」を加え，「必要な書類」を「必要な資料」に，「支出担当者」を「支出命令者等」に，「添付書類」を「資料」に，「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に，「その書類」を「その資料」に改め，「その旅費」の次に「又は旅費に相当する金額」を加え，「金額の支給」を「支給又は支払」に改め，同条第3項及び第4項中「支出担当者」を「支出命令者等」に改め，同条第5項中「添付書類」を「資料」に改め，「記載事項」の次に「又は記録事項」を加え，「前項」を「第4項」に改め，同項を同条第7項とし，同条第4項の次に次の2項を加える。

5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは，電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。

6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは，支出命令者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

第12条を第8条とする。

第13条，第2章及び第3章を削る。

第8条の次に次の15条を加える。

（鉄道賃）

第9条 鉄道賃は，鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道並びに外国におけるこれらに相当するものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし，その額は，次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は，第

1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級(等級が3以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級)の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶及び外国におけるこれに相当するものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級(等級が3以上に区分された船舶により移動する場合には、最上級の直近下位の級)の運賃の額とする。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機及び外国におけるこれに相当するものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用
(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、宿泊先の区分に応じた宿泊費基準額の範囲内の実費額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による費用及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の範囲内の額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、財務省令別表第3に規定する1夜当たりの定額とする。

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用(第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、内国旅行にあっては5夜分を、外国旅行にあっては10夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。この号及び次号において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した第9条から第15条まで及び第17条の費用の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(渡航雑費)

第19条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。

(死亡手当)

第20条 死亡手当は、職員の外国における死亡(第3条第2項第5号に規定する場合に限る。)に伴う諸雑費に充てるための費用とし、そ

の額は、財務省令別表第5に規定する定額とする。

(退職者等の旅費)

第21条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第22条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号の規定により支給する旅費(死亡手当に係るものを除く。)は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(証人等の旅費)

第23条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合のほか、任命権者が市長に協議して定めるものとする。

「第4章 雑則」を削る。

第23条の次に次の1条を加える。

(旅費の支給額の上限)

第24条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)、家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種類について第13条、第14条、第16条、第17条、第18条第1項及び第19条並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種類ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第37条第1項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した」

を「市以外の者から旅費の支給を受ける」に、「その他当該」を「その他」に改め、同条を第25条とし、第38条を第26条とし、同条の次に次の2条を加える。

(旅費の返納)

第27条 支出命令者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は規則で定める。

(監督)

第28条 市長は、この条例の適正な執行を確保するため、各任命権者に対して、この条例の執行状況に関する資料若しくは報告を求め、実地監査を行い、又はこの条例の執行について必要な措置を求めることができる。

第39条を第29条とする。

別表第1及び別表第2を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の気仙沼市職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第2条第1項第4号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の気仙沼市職員等の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者

が同項に規定する旅行命令等を発し，かつ，施行日以後に新条例第2条第1項第4号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等の変更をする旅行については，新条例の規定は，当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し，当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については，なお従前の例による。

3 新条例第3条第6項及び第7項の規定は，これらの項に規定する者が同条第1項，第2項，第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し，旧条例第3条第1項，第2項，第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については，なお従前の例による。

4 新条例第27条の規定は，新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

（気仙沼市議会等の要求により出頭又は参加した者に対する実費弁償に関する条例の一部改正）

5 気仙沼市議会等の要求により出頭又は参加した者に対する実費弁償に関する条例（平成18年気仙沼市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

実費弁償は，鉄道賃，船賃，航空賃，その他の交通費，日当及び宿泊費とする。

第2条第2項中「前項」を「第1項」に改め，同項を同条第3項とし，同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定する実費弁償の額は，鉄道賃，船賃，航空賃，その他の交通費及び宿泊費は気仙沼市職員等の旅費に関する条例（平成18年気仙沼市条例第46号。以下「旅費条例」という。）の例によるものとし，日当の額は7，400円とする。

議案第24号資料

気仙沼市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 出張 職員が公務のため、一時その在勤庁(常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。))が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため、一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。</p> <p>(5) 赴任 新たに採用された職員(規則で定める職員に限る。))がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。</p> <p>(6) 帰宅 職員が退職し、又は死亡した場合においてその職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。</p> <p>(7) 家族 内国旅行にあつては職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。)その他の規則で定める者(以下この号において「旅行者等」という。)であつ</p>	<p>目次</p> <p><u>第1章 総則(第1条—第13条)</u></p> <p><u>第2章 内国旅行の旅費(第14条—第27条)</u></p> <p><u>第3章 外国旅行の旅費(第28条—第37条)</u></p> <p><u>第4章 雑則(第38条—第40条)</u></p> <p>附則</p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 同左</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 出張 職員が公務のため、一時その在勤庁(常時勤務する在勤庁のない職員については _____, その住所又は居所) _____を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため、一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。</p> <p>(5) 赴任 新たに採用された職員 _____がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。</p> <p>(6) 帰宅 職員が退職し、又は死亡した場合においてその職員若しくはその扶養親族又はその遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。</p> <p>(7) 扶養親族 内国旅行にあつては、職員の配偶者(届出をしないが事実上、婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、主として職員の収入によって生計を維持しているものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で、主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。</p> <p>(8) 略</p> <p>(新設)</p>

改 正 案	現 行
<p>て、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。）を締結したものをいう。</p> <p><u>(10) 宿泊費基準額 国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「財務省令」という。）別表第2職務の級が10級以下の者の欄に規定する額をいう。</u></p> <p>2 略</p> <p>（旅費の支給）</p> <p>第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。</p> <p>2～5 略</p> <p>6 <u>第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうち、その者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。</u></p> <p>7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中<u>天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）</u>の全部又は</p>	<p>（新設）</p> <p>2 略</p> <p>（旅費の支給）</p> <p>第3条 同左</p> <p>2～5 略</p> <p>6 <u>第1項、第2項、第4項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。）が、その出発前に次条第3項の規定により旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で、次の各号に掲げるものを、旅費として支給することができる。</u></p> <p><u>(1) 鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払戻しを求めたにもかかわらず、払戻しを受けることができなかった額。ただし、その額は、その支給を受けた者が、当該旅行について支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。</u></p> <p><u>(2) 赴任に伴う住所又は居所の移転のため支払った金額で、当該旅行について支給を受けることができた移転料の額の3分の1に相当する額の範囲内の額</u></p> <p>7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中<u>交通機関の事故</u>により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は</p>

改 正 案	現 行
<p>一部を喪失した場合には、<u>その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。</u></p> <p>_____</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p>	<p>一部を喪失した場合には、<u>次の各号に掲げる金額を、_____旅費として支給することができる。ただし、その額は、現に喪失した旅費額を超えることができない。</u></p> <p>(1) <u>現に所持していた旅費額（輸送機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で、当該旅行について購入したもの（以下「切符類」という。）を含む。以下この条において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため、支給することができる額</u></p> <p>(2) <u>現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額（切符類については、購入金額のうち未使用分に相当する金額）を差し引いた額</u></p>
<p>8 <u>第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(旅行命令等)</p> <p>第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、<u>旅行命令権者</u> _____の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更を_____する必要があると認める場合で、前項の規定に該当するときには、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行申請に基づき、<u>その変更をすることができる。</u></u></p> <p>4 <u>旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知しなければ _____ならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録を_____するいとまがない場合には、<u>この限りでない</u></u></p>	<p>(旅行命令等)</p> <p>第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、<u>任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）</u>の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更(取消しを含む。以下同じ。)する必要があると認める場合で、前項の規定に該当するときには、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行申請に基づき、<u>これを変更することができる。</u></u></p> <p>4 <u>旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを<u>変更</u>するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関する事項を記載し、これ _____を当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、これを提示するいとまがない場合には、<u>口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。この場合においては、旅行命令権者は、できるだけ速やかに旅行命</u></u></p>

改 正 案	現 行
<p>_____。 _____。</p> <p>5 <u>前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。</u></p> <p>6 略</p> <p>(旅行命令等に従わない旅行)</p> <p>第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、旅行命令等（前条第3項の規定により<u>変更を受けた旅行命令等</u>を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(旅費の種類)</p> <p>第6条 <u>旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とする。</u></p>	<p><u>令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>5 略</p> <p>(旅行命令等に従わない旅行)</p> <p>第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、旅行命令等（前条第3項の規定により<u>変更された</u>旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(旅費の種類)</p> <p>第6条 <u>旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑費及び死亡手当とする。</u></p> <p>2 <u>鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</u></p> <p>3 <u>船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</u></p> <p>4 <u>航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。</u></p> <p>5 <u>車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。</u></p> <p>6 <u>日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。</u></p> <p>7 <u>宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。</u></p> <p>8 <u>食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ、1夜当たりの定額により支給する。</u></p> <p>9 <u>移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。</u></p> <p>10 <u>着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。</u></p> <p>11 <u>扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。</u></p> <p>12 <u>旅行雑費は、外国への出張に伴う雑費について、</u></p>

改 正 案	現 案 行
<p>(旅費の計算)</p> <p>第7条 旅費は、<u>旅行に要する実費を弁償するためのものとして第9条から第14条まで及び第16条から第19条までに規定する種類及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。</u></p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p>	<p><u>実費額により支給する。</u></p> <p>13 <u>死亡手当は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合について、定額等により支給する。</u></p> <p>14 <u>内国旅行のうち、第24条第1項に規定する旅行については、第1項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給する。</u></p> <p>15 <u>外国旅行のうち、第35条に規定する旅行については、第1項に掲げる旅費に代え、旅行手当を旅費として支給する。</u></p> <p>(旅費の計算)</p> <p>第7条 旅費は _____ _____, 最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。</p> <p><u>(旅行日数の計算)</u></p> <p>第8条 <u>旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合のほか、旅行のために現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除き、鉄道旅行にあっては400キロメートル、水路旅行にあっては200キロメートル、陸路旅行にあっては50キロメートルについて、1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。</u></p> <p>2 <u>前項ただし書の規定により通算した日数に、1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。</u></p> <p>3 <u>第3条第2項第1号から第4号までの規定に該当する場合は、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。</u></p> <p><u>(長期滞在者の日当等の減額)</u></p> <p>第9条 <u>旅行者が、同一地域(第2条第2項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。)に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合には、その超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数60日を超える場合には、その超える日数について定額の10分の2に相当する額</u></p>

改 正 案	現 案 行
<p>4 <u>支出命令者等は</u>、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が、第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出命令者等がその後において、その者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。</p> <p>5 <u>第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。</u></p> <p>6 <u>前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出命令者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。</u></p> <p>7 <u>第1項に規定する請求書及び必要な資料</u>の種類、記載事項又は記録事項及び様式、第2項及び第3項に規定する期間並びに<u>第4項に規定する給与の種類は、規則で定める。</u></p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p>	<p>4 <u>支出担当者</u>は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が、第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出担当者がその後において、その者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>5 <u>第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項</u>及び様式、第2項及び第3項に規定する期間並びに<u>前項</u>に規定する給与の種類は、規則で定める。</p> <p><u>(証人等の旅費)</u></p> <p>第13条 <u>第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合のほか、任命権者が市長に協議して定める旅費とする。</u></p> <p><u>第2章 内国旅行の旅費</u></p> <p><u>(鉄道賃)</u></p> <p>第14条 <u>鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）</u>、急行料金及び座席指定料金による。</p> <p>(1) <u>運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、上級の運賃</u></p> <p>(2) <u>運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃</u></p> <p>(3) <u>急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前2号に規定する運賃のほか、次に規定する急行料金</u></p> <p>ア <u>第1号の規定に該当する線路による旅行の場合には、同号の規定による運賃の等級と同一等級の急行料金</u></p>

改 正 案	現 行
<p>(削る。)</p>	<p><u>イ 前号の規定に該当する線路による旅行の場合には、その乗車に要する急行料金</u></p> <p>(4) <u>座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号又は第2号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、座席指定料金</u></p> <p>2. <u>前項第3号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り支給する。</u></p> <p>(1) <u>特別急行列車を運行する線路による旅行で、片道100キロメートル以上のもので必要と認めるもの</u></p> <p>(2) <u>普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で、片道50キロメートル以上のもので必要と認めるもの</u></p> <p>3. <u>第1項第4号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で、片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。</u></p> <p><u>(船賃)</u></p> <p>第15条 <u>船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)、寝台料金及び座席指定料金による。</u></p> <p>(1) <u>運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃</u></p> <p>(2) <u>運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃</u></p> <p>(3) <u>運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃</u></p> <p>(4) <u>公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金</u></p> <p>(5) <u>座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行をする場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金</u></p> <p>2. <u>前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。</u></p> <p><u>(航空賃)</u></p> <p>第16条 <u>航空賃の額は、現に支払う普通旅客運賃による。</u></p>
<p>(削る。)</p>	

改 正 案	現 行
(削る。)	<p><u>(車賃)</u></p> <p>第17条 車賃の額は、別表第1の定額による。ただし、<u>公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額又は規則で定める額による。</u></p> <p>2 <u>車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第11条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。</u></p> <p>3 <u>前項の規定により通算した路程に、1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</u></p>
(削る。)	<p><u>(日当)</u></p> <p>第18条 日当の額は、別表第1の定額による。ただし、<u>宮城県及び岩手県内を旅行する場合における日当の額は、別表第1の定額の2分の1に相当する額とする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、規則で定める地域に旅行する場合又は公用自動車を利用して旅行する場合(公用自動車以外の交通機関を併用して旅行する場合を除く。)には、日当は支給しない。</u></p>
(削る。)	<p><u>(宿泊料)</u></p> <p>第19条 宿泊料の額は、別表第1の定額による。</p> <p>2 <u>宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。</u></p>
(削る。)	<p><u>(食卓料)</u></p> <p>第20条 食卓料の額は、別表第1の定額による。</p> <p>2 <u>食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに、別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り支給する。</u></p>
(削る。)	<p><u>(移転料)</u></p> <p>第21条 移転料の額は、次に規定する額による。</p> <p>(1) <u>赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第1の定額による額</u></p> <p>(2) <u>赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額</u></p> <p>(3) <u>赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から3月以内に扶養親族を移転す</u></p>

改 正 案	現 行
(削る。)	<p>る場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）</p> <p>2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。</p> <p>3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。</p> <p>(着後手当)</p> <p>第22条 着後手当の額は、別表第1の日当定額の5日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の5夜分に相当する額による。</p>
(削る。)	<p>(扶養親族移転料)</p> <p>第23条 扶養親族移転料の額は、次に規定する額による。</p> <p>(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額</p> <p>ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額</p> <p>イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額</p> <p>ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。</p> <p>(2) 前号の規定に該当する場合のほか、第21条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、</p>

改 正 案	現 行
(削る。)	<p><u>前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。</u></p> <p><u>(3) 第1号アからウまでの規定により日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。</u></p> <p><u>(日額旅費)</u></p> <p><u>第24条 第6条第1項に掲げる旅費に代え日額旅費を支給する旅行は、次に掲げる旅行のうち、当該旅行の性質上、日額旅費を支給することを適当と認めて市長が指定するものとする。</u></p> <p><u>(1) 測量、調査、土木工事、巡察その他これらに類する目的のための旅行</u></p> <p><u>(2) 長期間の研修、講習その他これらに類する目的のための旅行</u></p> <p><u>(3) 在勤庁と兼務庁間の旅行その他これらに類する目的のための旅行</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げる旅行を除き、その職務の性質上、常時又は定期的に出張を要する職員の旅行</u></p> <p><u>2 日額旅費の額及び支給条件は、市長が規則で定める。ただし、その額は、当該日額旅費の性質に応じ、第6条第1項に掲げる旅費の額について、この条項で定める基準を超えることができない。</u></p>
(削る。)	<p><u>(市内旅行の旅費)</u></p> <p><u>第25条 市内における旅行の旅費については、市長が規則で定める。</u></p>
(削る。)	<p><u>(退職者等の旅費)</u></p> <p><u>第26条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。</u></p> <p><u>(1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費</u></p> <p><u>ア 退職等となった日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受け、</u></p>

改 正 案	現 行
(削る。)	<p><u>又はその原因となった事実の発生を知った日</u> <u>(以下「退職等を知った日」という。)</u>にいた <u>地までの旅費</u></p> <p><u>イ 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発</u> <u>して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、</u> <u>出張の例に準じて計算した退職等を知った日に</u> <u>いた地から在勤地までの旅費</u></p> <p><u>(2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴</u> <u>任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみな</u> <u>して前号の規定に準じて計算した旅費</u></p> <p><u>(遺族の旅費)</u></p> <p><u>第27条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅</u> <u>費は、次に規定する旅費とする。</u></p> <p><u>(1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地か</u> <u>ら旧在勤地までの往復に要する旅費</u></p> <p><u>(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例</u> <u>に準じて計算した死亡地から新在勤地までの旅費</u></p> <p><u>2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位</u> <u>は、第2条第1項第8号に掲げる順序により、同順</u> <u>位者がある場合には、年長者を先にする。</u></p> <p><u>3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費</u> <u>は、第23条第1項第1号の規定に準じて計算した居</u> <u>住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓</u> <u>料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜ</u> <u>られた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読</u> <u>み替えるものとする。</u></p>
(削る。)	<p><u>第3章 外国旅行の旅費</u> <u>(本邦通過の場合の旅費)</u></p>
(削る。)	<p><u>第28条 外国旅行中、本邦を通過する場合には、その</u> <u>本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定</u> <u>するところによる。ただし、外国航路の船舶又は航</u> <u>空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合</u> <u>における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日から</u> <u>の日当及び食卓料又は本邦に到着した日までの日当</u> <u>及び食卓料については、本章に規定するところによ</u> <u>る。</u></p>
(削る。)	<p><u>(鉄道賃)</u></p> <p><u>第29条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃(以下</u> <u>この条において「運賃」という。)、急行料金及び</u> <u>寝台料金(これらのものに対する通行税を含む。)</u></p>

改 正 案	現 行
(削る。)	<p>による。</p> <p>(1) <u>運賃の等級を3以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の直近下位の級の運賃</u></p> <p>(2) <u>運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、上級の運賃</u></p> <p>(3) <u>運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃</u></p> <p>(4) <u>公務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った急行料金又は寝台料金</u></p> <p><u>(船賃)</u></p> <p>第30条 <u>船賃の額は、次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。</u></p> <p>(1) <u>運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃とし、最上級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃</u></p> <p>ア <u>最上級の運賃を4以上に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の2階級下位の級の運賃</u></p> <p>イ <u>最上級の運賃を3に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃</u></p> <p>ウ <u>最上級の運賃を2に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃</u></p> <p>(2) <u>運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃</u></p> <p>(3) <u>公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前2号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金</u></p>
(削る。)	<p><u>(航空賃及び車賃)</u></p> <p>第31条 <u>航空賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）による。</u></p> <p>(1) <u>運賃の等級を2以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、最上級の直近下位の級の運賃</u></p> <p>(2) <u>運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃</u></p> <p>2. <u>車賃の額は、実費額による。</u></p>

改 正 案	現 行
(削る。)	<p><u>(日当、宿泊料及び食卓料)</u></p> <p>第32条 <u>日当及び宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第2の定額による。</u></p> <p>2 <u>第29条第4号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、旅行先の区分に応じた別表第2の定額の10分の7に相当する額による。</u></p> <p>3 <u>食卓料の額は、別表第2の定額による。</u></p> <p>4 <u>第19条第2項並びに第20条第2項の規定は、外国旅行の場合の宿泊料及び食卓料について準用する。</u></p>
(削る。)	<p><u>(旅行雑費)</u></p> <p>第33条 <u>旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料並びに入出国税の実費額による。</u></p>
(削る。)	<p><u>(死亡手当)</u></p> <p>第34条 <u>死亡手当の額は、490,000円とする。</u></p> <p>2 <u>職員が、出張のため外国旅行中死亡し、かつ、その死亡地が本邦である場合において、支給する死亡手当の額は、前項の規定にかかわらず、第27条第1項第1号の規定に準じて計算した旅費の額による。</u></p> <p>3 <u>第27条第2項の規定は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合において、第1項又は前項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。</u></p>
(削る。)	<p><u>(旅行手当)</u></p> <p>第35条 <u>第6条第1項に掲げる旅費に代え旅行手当を支給する旅行は、漁業監視のための旅行その他旅行先の特別の事情により、別表第2の定額による旅費を支給することが適当でないと認めて、市長が指定する旅行とする。</u></p> <p>2 <u>旅行手当の額、支給条件及び支給方法は、その都度任命権者が市長に協議して定める。ただし、その額は、当該旅行の性質に応じ、第6条第1項に掲げる旅費の額について、この条例で定める基準を超えることができない。</u></p>
(削る。)	<p><u>(退職者等の旅費)</u></p> <p>第36条 <u>職員が外国旅行中に退職等となった場合に支給する旅費は、次に規定する旅費とする。</u></p>

改 正 案	現 行
<p><u>(鉄道賃)</u></p> <p>第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道並びに外国におけるこれらに相当するものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</p> <p>(1) 運賃</p> <p>(2) 急行料金</p> <p>(3) 寝台料金</p> <p>(4) 座席指定料金</p> <p>(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用</p> <p>2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。</p> <p><u>(船賃)</u></p> <p>第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶及び外国におけるこれに相当するものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号</p>	<p>(1) <u>退職等の日にいた地から、退職等を知った日にいた地までの旅費</u></p> <p>(2) <u>退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して、本邦へ旅行した場合に限り、次に掲げる旅費</u></p> <p>ア <u>退職等を知った日の翌日から、出発の前日までの退職等を知った日にいた地の存する地域の区分に応じた日当及び宿泊料。ただし、日当については30日分、宿泊料については30夜分を超えることができない。</u></p> <p>イ <u>出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から、旧在勤地までの旅費</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改 正 案	現 行
<p>までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。</p> <p>(1) 運賃 (2) 寝台料金 (3) 座席指定料金 (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用</p> <p>2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級(等級が3以上に区分された船舶により移動する場合には、最上級の直近下位の級)の運賃の額とする。</p> <p>(航空賃)</p> <p>第11条 航空賃は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機及び外国におけるこれに相当するものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。</p> <p>(1) 運賃 (2) 座席指定料金 (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用</p> <p>2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。</p> <p>(その他の交通費)</p> <p>第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。</p> <p>(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期的に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)を利用する移動に要する運賃</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改 正 案	現 行
<p>(2) <u>道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)</u>その他の<u>旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)</u>を利用する移動に要する運賃</p> <p>(3) <u>前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)</u>の賃料その他の移動に直接要する費用</p> <p>(4) <u>前3号に掲げる費用に付随する費用</u></p> <p><u>(宿泊費)</u></p> <p>第13条 <u>宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、宿泊先の区分に応じた宿泊費基準額の範囲内の実費額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</u></p> <p><u>(包括宿泊費)</u></p> <p>第14条 <u>包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による費用及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の範囲内の額の合計額とする。</u></p> <p><u>(宿泊手当)</u></p> <p>第15条 <u>宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、財務省令別表第3に規定する1夜当たりの定額とする。</u></p> <p><u>(転居費)</u></p> <p>第16条 <u>転居費は、赴任に伴う転居に要する費用(第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)</u>とし、その額は、<u>転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。</u></p> <p><u>(着後滞在費)</u></p> <p>第17条 <u>着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞りに係る費用とし、その額は、内国旅行にあつては5夜分を、外国旅行にあつては10夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改 正 案	現 行
<p><u>額に相当する額とする。</u></p> <p><u>(家族移転費)</u></p> <p><u>第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。</u></p> <p><u>(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した第9条から第15条まで及び第17条の費用の合計額に相当する額</u></p> <p><u>(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額</u></p> <p><u>2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(渡航雑費)</u></p> <p><u>第19条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(死亡手当)</u></p> <p><u>第20条 死亡手当は、職員の外国における死亡（第3条第2項第5号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、財務省令別表第5に規定する定額とする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(退職者等の旅費)</u></p> <p><u>第21条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相</u></p>	<p>(新設)</p>

改 正 案	現 行
<p><u>当するものを加えるものとする。</u></p> <p><u>3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。</u></p> <p><u>(遺族の旅費)</u></p> <p><u>第22条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。</u></p> <p><u>(証人等の旅費)</u></p> <p><u>第23条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合のほか、任命権者が市長に協議して定めるものとする。</u></p> <p>(削る。)</p> <p><u>(旅費の支給額の上限)</u></p> <p><u>第24条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</u></p> <p><u>2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種類について第13条、第14条、第16条、第17条、第18条第1項及び第19条並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種類ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</u></p> <p><u>(旅費の調整)</u></p> <p><u>第25条 旅行命令権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける 場合その他 旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上、この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要とし</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>第4章 雑則</u></p> <p>(新設)</p> <p>(旅費の調整)</p> <p><u>第37条 旅行命令権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上、この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要とし</u></p>

改 正 案	現 行												
<p>ない部分の旅費を支給しないことができる。</p> <p>2 略</p> <p>(旅費の特例)</p> <p><u>第26条</u> 略</p> <p>(旅費の返納)</p> <p><u>第27条</u> 支出命令者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。</p> <p>2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。</p> <p>3 前項に規定する給与の種類は規則で定める。</p> <p>(監督)</p> <p><u>第28条</u> 市長は、この条例の適正な執行を確保するため、各任命権者に対して、この条例の執行状況に関する資料若しくは報告を求め、実地監査を行い、又はこの条例の執行について必要な措置を求めることができる。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第29条</u> 略</p> <p>(削る。)</p>	<p>ない部分の旅費を支給しないことができる。</p> <p>2 略</p> <p>(旅費の特例)</p> <p><u>第38条</u> 略</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第39条</u> 略</p> <p><u>別表第1</u> (第17条—第22条関係)</p> <p><u>内国旅行の旅費</u></p> <p>(1) 車賃、日当、宿泊料及び食卓料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車賃 (1キロメートルにつき)</th> <th rowspan="2">日当 (1日につき)</th> <th colspan="2">宿泊料 (1夜につき)</th> <th rowspan="2">食卓料 (1夜につき)</th> </tr> <tr> <th>甲地 方</th> <th>乙地 方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>37円</td> <td>1,700円</td> <td>13,100円</td> <td>11,800円</td> <td>1,700円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 出発地点(駅等)より2キロメートル以上の地に居住する職員で、出発又は帰庁のため定期</p>	車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1夜につき)	甲地 方	乙地 方	37円	1,700円	13,100円	11,800円	1,700円
車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)			宿泊料 (1夜につき)			食卓料 (1夜につき)						
		甲地 方	乙地 方										
37円	1,700円	13,100円	11,800円	1,700円									

改 正 案	現 行								
(削る。)	<p>の交通機関を利用できない場合は、利用した交通機関の実費を加給する。</p>								
	<p>2 公共交通機関等による車賃は、実費とする。</p>								
	<p>3 宿泊料の欄中甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち規則で定める地域その他これらに準じる地域で規則で定めるものをいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。</p>								
	<p>(2) 移転料</p>								
	鉄 道 50 キ ロ メ ニ ト ル 以 上 100 キ ロ メ ニ ト ル 未 満	鉄 道 50 キ ロ メ ニ ト ル 以 上 100 キ ロ メ ニ ト ル 未 満	鉄 道 100 キ ロ メ ニ ト ル 以 上 300 キ ロ メ ニ ト ル 未 満	鉄 道 300 キ ロ メ ニ ト ル 以 上 500 キ ロ メ ニ ト ル 未 満	鉄 道 500 キ ロ メ ニ ト ル 以 上 1,000 キ ロ メ ニ ト ル 未 満	鉄 道 1,000 キ ロ メ ニ ト ル 以 上 1,500 キ ロ メ ニ ト ル 未 満	鉄 道 1,500 キ ロ メ ニ ト ル 以 上 2,000 キ ロ メ ニ ト ル 未 満	鉄 道 2,000 キ ロ メ ニ ト ル 以 上	
		107,000円	123,000円	152,000円	187,000円	248,000円	261,000円	279,000円	324,000円
		<p>備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。</p>							
		<p>別表第2（第32条、第35条関係）</p>							
		<p>外国旅行の旅費</p>							
		<p>日当、宿泊料及び食卓料</p>							
日当（1日につ		宿泊料（1夜につ	食卓料						

改 正 案				現 行					
				き)			き)		(1夜 につ き)
指 定 都 市	甲 地 方	乙 地 方	丙 地 方	指 定 都 市	甲 地 方	乙 地 方	丙 地 方		
6, 20 0 円	5, 20 0 円	4, 20 0 円	3, 80 0 円	19 ,3 00 円	16 ,1 00 円	12 ,9 00 円	11 ,6 00 円	5,800 円	
備考									
1 指定都市とは、市長が規則で定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として市長が規則で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で市長が規則で定める地域をいい、丙地方とは、アジア地域(本邦を除く。)、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として市長が規則で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で市長が規則で定める地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域(本邦を除く。)をいう。									
2 船舶又は航空機による旅行(外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。)の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。									

(附則第5項関係：気仙沼市議会等の要求により出頭又は参加した者に対する実費弁償に関する条例の一部改正)

改 正 案	現 行
<p>(実費弁償の額)</p> <p>第2条 <u>実費弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、日当及び宿泊費とする。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する実費弁償の額は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費及び宿泊費は気仙沼市職員等の旅費に関する条例（平成18年気仙沼市条例第46号。以下「旅費条例」という。）の例によるものとし、日当の額は7,400円とする。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、公務員がその職務の関係で出頭又は参加した場合で、別に旅費の支給を受けるときは、これを支給しない。</u></p>	<p>(実費弁償の額)</p> <p>第2条 <u>実費弁償は、鉄道賃、船賃、車賃、日当及び宿泊料とし、その額は、気仙沼市職員等の旅費に関する条例（平成18年気仙沼市条例第46号。以下「旅費条例」という。）の例による。ただし、日当の支給額は、7,400円とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>2 <u>前項</u> の規定にかかわらず、公務員がその職務の関係で出頭又は参加した場合で、別に旅費の支給を受けるときは、これを支給しない。</p>

議案第 25 号

気仙沼市東日本大震災遺構・伝承館条例の一部を改正する
条例制定について

別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 7 日 提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき，議会の議決を必要とするためである。

気仙沼市条例第 号

気仙沼市東日本大震災遺構・伝承館条例の一部を改正する条例

気仙沼市東日本大震災遺構・伝承館条例（平成30年気仙沼市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第10条関係）

研修・交流施設使用料

（単位：円）

施設区分	利用者区分	使用料（1時間当たり）
研修室A	市内（営利以外のもの）	500
	市内（営利を目的としたもの）	1,500
	市外	1,500
研修室B	市内（営利以外のもの）	500
	市内（営利を目的としたもの）	1,500
	市外	1,500
体験交流 ホールA	市内（営利以外のもの）	900
	市内（営利を目的としたもの）	2,800
	市外	2,800
体験交流 ホールB	市内（営利以外のもの）	900
	市内（営利を目的としたもの）	2,800
	市外	2,800

備考 1時間未満の端数は、1時間に切り上げる。

別表第3中 「使用料」 を 「使用料（1時

間当たり) に改め、同表備考を次のように改める。

備考 1 時間未満の端数は、1 時間に切り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第 2 及び別表第 3 の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 25 号資料

気仙沼市東日本大震災遺構・伝承館条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案			現 行			
別表第 2（第10条関係） 研修・交流施設使用料 (単位：円)			別表第 2（第10条関係） 研修・交流施設使用料 (単位：円)			
施設区分	利用者区分	使用料（1時間当たり）	施設区分	利用者区分	午前 (午前9時 30分から正 午まで)	午後 (午後1時 から午後5 時まで)
研修 室A	市内(営利以外のもの)	500	研修 室A	市内(営利以外のもの)	1,000	1,400
	市内(営利を目的としたもの)	1,500		市内(営利を目的としたもの)	3,000	4,200
	市外	1,500		市外	3,000	4,200
研修 室B	市内(営利以外のもの)	500	研修 室B	市内(営利以外のもの)	1,000	1,400
	市内(営利を目的としたもの)	1,500		市内(営利を目的としたもの)	3,000	4,200
	市外	1,500		市外	3,000	4,200
体験 交流 ホー ルA	市内(営利以外のもの)	900	体験 交流 ホー ルA	市内(営利以外のもの)	1,800	2,500
	市内(営利を目的としたもの)	2,800		市内(営利を目的としたもの)	5,500	7,600
	市外	2,800		市外	5,500	7,600
体験 交流 ホー ルB	市内(営利以外のもの)	900	体験 交流 ホー ルB	市内(営利以外のもの)	1,800	2,500
	市内(営利を目的としたもの)	2,800		市内(営利を目的としたもの)	5,500	7,600
	市外	2,800		市外	5,500	7,600
備考 1時間未満の端数は、1時間に切り上げる。			備考 1 利用時間が各時間区分に満たない場合にあっては、時間区分どおり利用したものとみなす。 2 利用する時間区分を超過した場合又は時間区			

改 正 案	現 行								
<p>別表第3（第10条関係） 設備使用料</p> <table border="1" data-bbox="226 698 761 788"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>使用料（1時間当たり）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 <u>1時間未満の端数は、1時間に切り上げる。</u></p>	設備区分	使用料（1時間当たり）	略		<p>分に記載された時間以外の利用を認めた場合は、<u>1時間（1時間未満の場合は、1時間とみなす。）につき、その利用が午後1時までのときは午前の区分に、午後5時以降のときは午後の区分にそれぞれ規定する額から算定した1時間当たりの額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を使用料として徴収する。</u></p> <p>別表第3（第10条関係） 設備使用料</p> <table border="1" data-bbox="834 698 1369 788"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 <u>設備使用料は、別表第2に掲げる時間区分ごとに徴収することとする。</u></p>	設備区分	使用料	略	
設備区分	使用料（1時間当たり）								
略									
設備区分	使用料								
略									

議案第 26 号

気仙沼市地域公共交通会議条例の一部を改正する条例制定
について

別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 7 日 提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき，議会の議決を必要とするためである。

気仙沼市地域公共交通会議条例の一部を改正する条例

気仙沼市地域公共交通会議条例（令和元年気仙沼市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（運賃協議分科会）

第9条 交通会議に、第2条第3号に規定する乗合旅客運送の運賃・料金（以下「運賃等」という。）に関する事項を協議するため、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に規定する協議会として、運賃協議分科会（以下「分科会」という。）を置く。

2 分科会は、第3条第1項第1号ア、イ、ウ（当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者に限る。）及びエ並びに第3号アに掲げる者をもって構成する。

3 第5条及び第6条の規定は、分科会について準用する。この場合において、同条中「交通会議」とあるのは「分科会」と、「会長」とあるのは「分科会長」と、「委員」とあるのは「分科会の委員」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第26号資料

気仙沼市地域公共交通会議条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p><u>(運賃協議分科会)</u></p> <p><u>第9条 交通会議に、第2条第3号に規定する乗合旅客運送の運賃・料金（以下「運賃等」という。）に関する事項を協議するため、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に規定する協議会として、運賃協議分科会（以下「分科会」という。）を置く。</u></p> <p><u>2 分科会は、第3条第1項第1号ア、イ、ウ（当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者に限る。）及びエ並びに第3号アに掲げる者をもって構成する。</u></p> <p><u>3 第5条及び第6条の規定は、分科会について準用する。この場合において、同条中「交通会議」とあるのは「分科会」と、「会長」とあるのは「分科会長」と、「委員」とあるのは「分科会の委員」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(庶務) 第10条 略</p> <p>(委任) 第11条 略</p>	<p>(新設)</p> <p>(庶務) 第9条 略</p> <p>(委任) 第10条 略</p>

議案第 27 号

気仙沼市地域集会施設条例の一部を改正する条例制定について

別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 7 日 提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき，議会の議決を必要とするためである。

気仙沼市条例第 号

気仙沼市地域集会施設条例の一部を改正する条例

気仙沼市地域集会施設条例（平成30年気仙沼市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表第1 中井老人憩の家の項中「中井老人憩の家」を「中井集会所」に改める。

別表第2 中井老人憩の家の部中「中井老人憩の家」を「中井集会所」に、「集会室」を「集会室1」に、「和室」を「集会室2」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第27号資料

気仙沼市地域集会施設条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案			現 行		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
名称	位置		名称	位置	
略			略		
松圃集会所	気仙沼市唐桑町松圃131番地2		松圃集会所	気仙沼市唐桑町松圃131番地2	
中井集会所	気仙沼市唐桑町中井30番地2		中井老人憩の家	気仙沼市唐桑町中井30番地2	
小鯖集会所	気仙沼市唐桑町上小鯖134番地6		小鯖集会所	気仙沼市唐桑町上小鯖134番地6	
略			略		
別表第2（第8条関係）			別表第2（第8条関係）		
名称	区分	1時間当たりの使用料の上限額 (浴室を除く。)	名称	区分	1時間当たりの使用料の上限額 (浴室を除く。)
略			略		
松圃集会所	集会室1	1,000円	松圃集会所	集会室1	1,000円
	集会室2	1,000円		集会室2	1,000円
中井集会所	集会室1	1,000円	中井老人憩の家	集会室	1,000円
	集会室2	1,000円		和室	1,000円
小鯖集会所	集会室	1,000円	小鯖集会所	集会室	1,000円
	和室	1,000円		和室	1,000円
略			略		
備考 略			備考 略		

議案第 28 号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 7 日 提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

気仙沼市条例第 号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(気仙沼市市税条例の一部改正)

第1条 気仙沼市市税条例（平成18年気仙沼市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

(気仙沼市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正)

第2条 気仙沼市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成21年気仙沼市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改め、同条第2項中「うえ」を「上」に改める。

(気仙沼市特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正)

第3条 気仙沼市特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成24年気仙沼市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改め、同条第2項中「うえ」を「上」に改める。

(気仙沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第4条 気仙沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年気仙沼市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

(気仙沼市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正)

第5条 気仙沼市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例(平成28年気仙沼市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

(気仙沼市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第6条 気仙沼市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年気仙沼市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第28号資料

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表

（第1条関係：気仙沼市市税条例の一部改正）

改 正 案	現 行
<p>（市民税の申告）</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（2）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2～8 略</p> <p>9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から20日以内に、その名称、</p>	<p>（市民税の申告）</p> <p>第36条の2 同左</p> <p>2～8 略</p> <p>9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から20日以内に、その名称、</p>

改 正 案	現 行
<p>代表者又は管理人の氏名，主たる事務所又は事業所の所在，当該市内に有する事務所，事業所又は寮等の所在，法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下同じ。），当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p>	<p>代表者又は管理人の氏名，主たる事務所又は事業所の所在，当該市内に有する事務所，事業所又は寮等の所在，法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下同じ。），当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p>

(第2条関係：気仙沼市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正)

改 正 案	現 行
<p>(課税免除の申請及び決定)</p> <p>第3条 前条の規定により固定資産税の課税免除を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、当該課税免除を受けようとする年度の納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した課税免除申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の氏名又は名称、住所又は所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。)(法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は所在地)</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 市長は、前項の課税免除申請書を受理したときは、審査の<u>上</u>、課税免除の処分を決定し、その旨を申請者に通知しなければならない。</p>	<p>(課税免除の申請及び決定)</p> <p>第3条 同左</p> <p>(1) 申請者の氏名又は名称、住所又は所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)(法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は所在地)</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 市長は、前項の課税免除申請書を受理したときは、審査の<u>うえ</u>、課税免除の処分を決定し、その旨を申請者に通知しなければならない。</p>

(第3条関係：気仙沼市特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正)

改 正 案	現 行
<p>(課税免除の申請及び決定)</p> <p>第3条 前条の規定により固定資産税の課税免除を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、当該課税免除を受けようとする年度の法定納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した課税免除申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の氏名又は名称、住所又は所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。)(法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は所在地)</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 市長は、前項の課税免除申請書を受理したときは、審査の<u>上</u>、当該課税免除の処分を決定し、その旨を申請者に通知しなければならない。</p>	<p>(課税免除の申請及び決定)</p> <p>第3条 同左</p> <p>(1) 申請者の氏名又は名称、住所又は所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)(法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は所在地)</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 市長は、前項の課税免除申請書を受理したときは、審査の<u>うえ</u>、当該課税免除の処分を決定し、その旨を申請者に通知しなければならない。</p>

(第4条関係：気仙沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

改 正 案	現 行
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(5)・(6) 略</p>	<p>(定義) 第2条 同左</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(5)・(6) 略</p>

(第5条関係：気仙沼市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正)

改 正 案	現 行
<p>(不均一課税の申請及び決定)</p> <p>第3条 前条の規定により固定資産税の不均一課税の適用を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、当該不均一課税の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の住所又は所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は所在地及び氏名又は名称)</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(不均一課税の申請及び決定)</p> <p>第3条 同左</p> <p>(1) 申請者の住所又は所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は所在地及び氏名又は名称)</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p>

(第6条関係：気仙沼市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

改 正 案	現 行																		
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2～9 略</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）<u>第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>11～13 略</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 15%;">第12条 第2項 第1号</td> <td style="width: 30%;">本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき</td> <td style="width: 55%;">人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき</td> </tr> <tr> <td>第38条 第1項 第1号</td> <td>又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき</td> <td>第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の</td> </tr> </tbody> </table>	略			第12条 第2項 第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき	第38条 第1項 第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の	<p>(定義)</p> <p>第2条 同左</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2～9 略</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）<u>第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>11～13 略</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 同左</p> <p>2～4 略</p> <p>5 同左</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 15%;">第12条 第2項 第1号</td> <td style="width: 30%;">本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき</td> <td style="width: 55%;">人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき</td> </tr> <tr> <td>第38条 第1項 第1号</td> <td>又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき</td> <td>第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の</td> </tr> </tbody> </table>	略			第12条 第2項 第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき	第38条 第1項 第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の
略																			
第12条 第2項 第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき																	
第38条 第1項 第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の																	
略																			
第12条 第2項 第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき																	
第38条 第1項 第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の																	

改 正 案			現 行		
		規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法 <u>第2条第10項</u> に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき			規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法 <u>第2条第9項</u> に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第38条 第1項 第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条	第38条 第1項 第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

議案第29号

気仙沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

別紙のとおり制定する。

令和7年2月7日提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

気仙沼市条例第 号

気仙沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

気仙沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年気仙沼市条例第68号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号
中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号
中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号
中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号
中「30人」を「25人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第29号資料

気仙沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 次の各号に掲げる要件の全てを満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 同左</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士_____により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士_____による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 略</p>
<p>(職員)</p> <p>第29条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定により受け入れる場合の児童に限る。次号において同じ。） おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第29条 同左</p> <p>2 同左</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定により受け入れる場合の児童に限る。次号において同じ。） おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 略</p>

改 正 案	現 案 行
<p>(職員)</p> <p>第31条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定により受け入れる場合の児童に限る。次号において同じ。） おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 略</p> <p>(保育所型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはできない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定により受け入れる場合の児童に限る。次号において同じ。） おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 略</p> <p>(小規模型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第47条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のも</p>	<p>(職員)</p> <p>第31条 同左</p> <p>2 同左</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定により受け入れる場合の児童に限る。次号において同じ。） おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 略</p> <p>(保育所型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第44条 同左</p> <p>2 同左</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定により受け入れる場合の児童に限る。次号において同じ。） おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 略</p> <p>(小規模型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第47条 同左</p>

改 正 案	現 行
<p>のに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定により受け入れる場合の児童に限る。次号において同じ。） <u>おおむね15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 <u>おおむね25人</u>につき1人</p> <p>3 略</p>	<p>2 同左</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定により受け入れる場合の児童に限る。次号において同じ。） <u>おおむね20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 <u>おおむね30人</u>につき1人</p> <p>3 略</p>

議案第30号

気仙沼市保育所条例等の一部を改正する条例制定について

別紙のとおり制定する。

令和7年2月7日提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

気仙沼市条例第 号

気仙沼市保育所条例等の一部を改正する条例

(気仙沼市保育所条例の一部改正)

第1条 気仙沼市保育所条例(平成18年気仙沼市条例第87号)の一部を次のように改正する。

別表第1唐桑保育所の項を削る。

別表第2月立保育所の項を削る。

(気仙沼市立学校の設置に関する条例の一部改正)

第2条 気仙沼市立学校の設置に関する条例(平成18年気仙沼市条例第162号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号の表唐桑幼稚園の項及び松園幼稚園の項を削る。

(気仙沼市認定こども園条例の一部改正)

第3条 気仙沼市認定こども園条例(平成29年気仙沼市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第3条の表に次のように加える。

唐桑こども園	気仙沼市唐桑町只越346番地11
--------	------------------

第7条第1号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第3条中気仙沼市認定こども園条例(以下「こども園条例」という。)第7条の改正規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 こども園条例第8条に規定する入園手続その他の準備行為は、この条例の施行の日(前項本文に規定する施行の日をいう。以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 施行日の前日において現に唐桑保育所に入所している子どもは、施行日においてこども園条例第7条各号のいずれかに該当するときは、

唐桑こども園に入園したものとみなす。ただし，保護者がその子どもを唐桑こども園へ入園させることを希望しない場合は，この限りでない。

議案第30号資料

気仙沼市保育所条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（第1条関係：気仙沼市保育所条例の一部改正）

改 正 案	現 案 行																																
<p>別表第1（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">認可保育所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>新月保育所</td> <td>気仙沼市川原崎101番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(削る。)</td> </tr> <tr> <td>津谷保育所</td> <td>気仙沼市本吉町津谷館岡21番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">その他の保育所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(削る。)</td> </tr> <tr> <td>波路上保育所</td> <td>気仙沼市波路上原35番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		新月保育所	気仙沼市川原崎101番地	(削る。)		津谷保育所	気仙沼市本吉町津谷館岡21番地	名称	位置	(削る。)		波路上保育所	気仙沼市波路上原35番地1	<p>別表第1（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">認可保育所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>新月保育所</td> <td>気仙沼市川原崎101番地</td> </tr> <tr> <td>唐桑保育所</td> <td>気仙沼市唐桑町只越346番地11</td> </tr> <tr> <td>津谷保育所</td> <td>気仙沼市本吉町津谷館岡21番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">その他の保育所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月立保育所</td> <td>気仙沼市台244番地1</td> </tr> <tr> <td>波路上保育所</td> <td>気仙沼市波路上原35番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		新月保育所	気仙沼市川原崎101番地	唐桑保育所	気仙沼市唐桑町只越346番地11	津谷保育所	気仙沼市本吉町津谷館岡21番地	名称	位置	月立保育所	気仙沼市台244番地1	波路上保育所	気仙沼市波路上原35番地1
名称	位置																																
略																																	
新月保育所	気仙沼市川原崎101番地																																
(削る。)																																	
津谷保育所	気仙沼市本吉町津谷館岡21番地																																
名称	位置																																
(削る。)																																	
波路上保育所	気仙沼市波路上原35番地1																																
名称	位置																																
略																																	
新月保育所	気仙沼市川原崎101番地																																
唐桑保育所	気仙沼市唐桑町只越346番地11																																
津谷保育所	気仙沼市本吉町津谷館岡21番地																																
名称	位置																																
月立保育所	気仙沼市台244番地1																																
波路上保育所	気仙沼市波路上原35番地1																																

(第2条関係：気仙沼市立学校の設置に関する条例の一部改正)

改 正 案	現 行																				
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 市立学校の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 小学校 略</p> <p>(2) 中学校 略</p> <p>(3) 幼稚園</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 80%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(削る。)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(削る。)</td> </tr> <tr> <td>津谷幼稚園</td> <td>気仙沼市本吉町津谷松岡174番地 1</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(削る。)		(削る。)		津谷幼稚園	気仙沼市本吉町津谷松岡174番地 1	略		<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 同左</p> <p>(1) 小学校 略</p> <p>(2) 中学校 略</p> <p>(3) 幼稚園</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 80%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>唐桑幼稚園</td> <td>気仙沼市唐桑町馬場143番地 1</td> </tr> <tr> <td>松園幼稚園</td> <td>気仙沼市唐桑町神の倉 1 番地 1</td> </tr> <tr> <td>津谷幼稚園</td> <td>気仙沼市本吉町津谷松岡174番地 1</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	唐桑幼稚園	気仙沼市唐桑町馬場143番地 1	松園幼稚園	気仙沼市唐桑町神の倉 1 番地 1	津谷幼稚園	気仙沼市本吉町津谷松岡174番地 1	略	
名称	位置																				
(削る。)																					
(削る。)																					
津谷幼稚園	気仙沼市本吉町津谷松岡174番地 1																				
略																					
名称	位置																				
唐桑幼稚園	気仙沼市唐桑町馬場143番地 1																				
松園幼稚園	気仙沼市唐桑町神の倉 1 番地 1																				
津谷幼稚園	気仙沼市本吉町津谷松岡174番地 1																				
略																					

(第3条関係：気仙沼市認定こども園条例の一部改正)

改 正 案	現 行												
<p>(名称及び位置)</p> <p>第3条 こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鹿折こども園</td> <td>気仙沼市東中才425番地39</td> </tr> <tr> <td>唐桑こども園</td> <td>気仙沼市唐桑町只越346番地 11</td> </tr> </tbody> </table> <p>(入園資格)</p> <p>第7条 こども園に入園することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条第1項の規定により同法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する旨の認定を受けた者</p> <p>(2) 子ども・子育て支援法第20条第1項の規定により同法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どものいずれかに該当する旨の認定を受けた者</p>	名称	位置	鹿折こども園	気仙沼市東中才425番地39	唐桑こども園	気仙沼市唐桑町只越346番地 11	<p>(名称及び位置)</p> <p>第3条 同左</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鹿折こども園</td> <td>気仙沼市東中才425番地39</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(新設)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(入園資格)</p> <p>第7条 同左</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条第1項の規定により同法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する旨の認定を受けた者</p> <p>(2) 子ども・子育て支援法第20条第1項の規定により同法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どものいずれかに該当する旨の認定を受けた者</p>	名称	位置	鹿折こども園	気仙沼市東中才425番地39	(新設)	
名称	位置												
鹿折こども園	気仙沼市東中才425番地39												
唐桑こども園	気仙沼市唐桑町只越346番地 11												
名称	位置												
鹿折こども園	気仙沼市東中才425番地39												
(新設)													

議案第 3 1 号

気仙沼市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 7 日 提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき，議会の議決を必要とするためである。

気仙沼市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

気仙沼市国民健康保険税条例（平成18年気仙沼市条例第111号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の6.92」を「国民健康保険法第82条の3第1項の規定により宮城県が算定し、同条第3項の規定により通知する市町村標準保険料率（以下「標準保険料率」という。）のうち基礎賦課額の保険料率における所得割の率」に改める。

第5条中「28,000円」を「標準保険料率のうち基礎賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」に改める。

第5条の2第1号中「19,100円」を「標準保険料率のうち基礎賦課額の保険料率における世帯別平等割の額」に改め、同条第2号中「9,550円」を「前号に定める額に2分の1を乗じて得た額」に改め、同条第3号中「14,325円」を「第1号に定める額に4分の3を乗じて得た額」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に定める額において、1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

第6条中「100分の2.71」を「標準保険料率のうち後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における所得割の率」に改める。

第7条中「10,400円」を「標準保険料率のうち後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」に改める。

第7条の2第1号中「7,600円」を「標準保険料率のうち後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額」に改め、同条第2号中「3,800円」を「前号に定める額に2分の1を乗じて得た額」に改め、同条第3号中「5,700円」を「第1号に定める額に4分の3を乗じて得た額」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に定める額において、1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

第8条中「100分の2.35」を「標準保険料率のうち介護納付金賦課額の保険料率における所得割の率」に改める。

第9条の2中「10,700円」を「標準保険料率のうち介護納付金

賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」に改める。

第9条の3中「5, 600円」を「標準保険料率のうち介護納付金賦課額の保険料率における世帯別平等割の額」に改める。

第21条の2の見出しを「(納付額の端数計算)」に改める。

第23条第1項第1号ア中「19, 600円」を「第5条に定める額に10分の7を乗じて得た額」に改め、同号イ(ア)中「13, 370円」を「第5条の2第1項第1号に定める額に10分の7を乗じて得た額」に改め、同号イ(イ)中「6, 685円」を「第5条の2第1項第2号に定める額に10分の7を乗じて得た額」に改め、同号イ(ウ)中「10, 028円」を「第5条の2第1項第3号に定める額に10分の7を乗じて得た額」に改め、同号ウ中「7, 280円」を「第7条に定める額に10分の7を乗じて得た額」に改め、同号エ(ア)中「5, 320円」を「第7条の2第1項第1号に定める額に10分の7を乗じて得た額」に改め、同号エ(イ)中「2, 660円」を「第7条の2第1項第2号に定める額に10分の7を乗じて得た額」に改め、同号エ(ウ)中「3, 990円」を「第7条の2第1項第3号に定める額に10分の7を乗じて得た額」に改め、同号オ中「7, 490円」を「第9条の2に定める額に10分の7を乗じて得た額」に改め、同号カ中「3, 920円」を「第9条の3に定める額に10分の7を乗じて得た額」に改め、同項第2号ア中「14, 000円」を「第5条に定める額に10分の5を乗じて得た額」に改め、同号イ(ア)中「9, 550円」を「第5条の2第1項第1号に定める額に10分の5を乗じて得た額」に改め、同号イ(イ)中「4, 775円」を「第5条の2第1項第2号に定める額に10分の5を乗じて得た額」に改め、同号イ(ウ)中「7, 163円」を「第5条の2第1項第3号に定める額に10分の5を乗じて得た額」に改め、同号ウ中「5, 200円」を「第7条に定める額に10分の5を乗じて得た額」に改め、同号エ(ア)中「3, 800円」を「第7条の2第1項第1号に定める額に10分の5を乗じて得た額」に改め、同号エ(イ)中「1, 900円」を「第7条の2第1項第2号に定める額に10分の5を乗じて得た額」に改め、同号エ(ウ)中「2, 850円」を「第7条の2第1項第3号に定める額に10分の5を乗じて得た額」に改め、同号オ中「5, 350円」を「第9条の2に定める額に10分の5を乗じて得た額」に改め、同号カ中「2, 800円」を「第9条の3に定める額に10分の5を乗じて得た額」に改め、同項第3号ア中「5, 600円」を「第5条に定める額に10分の2を

乗じて得た額」に改め、同号イ（ア）中「3, 820円」を「第5条の2第1項第1号に定める額に10分の2を乗じて得た額」に改め、同号イ（イ）中「1, 910円」を「第5条の2第1項第2号に定める額に10分の2を乗じて得た額」に改め、同号イ（ウ）中「2, 865円」を「第5条の2第1項第3号に定める額に10分の2を乗じて得た額」に改め、同号ウ中「2, 080円」を「第7条に定める額に10分の2を乗じて得た額」に改め、同号エ（ア）中「1, 520円」を「第7条の2第1項第1号に定める額に10分の2を乗じて得た額」に改め、同号エ（イ）中「760円」を「第7条の2第1項第2号に定める額に10分の2を乗じて得た額」に改め、同号エ（ウ）中「1, 140円」を「第7条の2第1項第3号に定める額に10分の2を乗じて得た額」に改め、同号オ中「2, 140円」を「第9条の2に定める額に10分の2を乗じて得た額」に改め、同号カ中「1, 120円」を「第9条の3に定める額に10分の2を乗じて得た額」に改め、同条第2項第1号ア中「4, 200円」を「第5条に定める額から第23条第1項第1号アに定める額を減じて得た額に2分の1を乗じて得た額」に改め、同号イ中「7, 000円」を「第5条に定める額から第23条第1項第2号アに定める額を減じて得た額に2分の1を乗じて得た額」に改め、同号ウ中「11, 200円」を「第5条に定める額から第23条第1項第3号アに定める額を減じて得た額に2分の1を乗じて得た額」に改め、同号エ中「14, 000円」を「第5条に定める額に2分の1を乗じて得た額」に改め、同項第2号ア中「1, 560円」を「第7条に定める額から第23条第1項第1号ウに定める額を減じて得た額に2分の1を乗じて得た額」に改め、同号イ中「2, 600円」を「第7条に定める額から第23条第1項第2号ウに定める額を減じて得た額に2分の1を乗じて得た額」に改め、同号ウ中「4, 160円」を「第7条に定める額から第23条第1項第3号ウに定める額を減じて得た額に2分の1を乗じて得た額」に改め、同号エ中「5, 200円」を「第7条に定める額に2分の1を乗じて得た額」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前3項に定める額において、1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の気仙沼市国民健康保険税条例の規定は，令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し，令和6年度分までの国民健康保険税については，なお，従前の例による。

議案第31号資料

気仙沼市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、<u>国民健康保険法第82条の3第1項の規定により宮城県が算定し、同条第3項の規定により通知する市町村標準保険料率(以下「標準保険料率」という。)</u>のうち基礎賦課額の保険料率における所得割の率を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、<u>100分の6.92</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>標準保険料率のうち基礎賦課額の保険料率における被保険者均等割の額</u>とする。</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>28,000円</u></p> <hr/> <p>とする。</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過す</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 同左</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過す</p>

改正案	現行
<p>る月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号，第7条の2及び第23条第1項において同じ。）以外の世帯 <u>標準保険料率のうち基礎賦課額の保険料率における世帯別平等割の額</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>前号に定める額に2分の1を乗じて得た額</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>第1号に定める額に4分の3を乗じて得た額</u></p> <p>2. <u>前項に定める額において，1円未満の端数が生じる場合は，これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は，基礎控除後の総所得金額等に，<u>標準保険料率のうち後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における所得割の率を乗じて算定する。</u></p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）</p> <p>第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は，被保険者1人について<u>標準保険料率のうち後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における被保険者均等割の額</u>とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額）</p> <p>第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は，次の各号に掲げる世帯の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>標準保険料率のうち後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>前号に定める額に2分の1を乗じて得た額</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>第1号に定める額に4分の3を乗じて得た額</u></p> <p>2. <u>前項に定める額において，1円未満の端数が生じる場合は，これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>（介護納付金課税被保険者に係る所得割額）</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は，介護納付金課税</p>	<p>る月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号，第7条の2及び第23条第1項において同じ。）以外の世帯 <u>19,100円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>9,550円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>14,325円</u></p> <p>(新設)</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は，基礎控除後の総所得金額等に，<u>100分の2.71</u>を乗じて算定する。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）</p> <p>第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は，被保険者1人について<u>10,400円</u></p> <p>とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額）</p> <p>第7条の2 同左</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,600円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>3,800円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>5,700円</u></p> <p>(新設)</p> <p>（介護納付金課税被保険者に係る所得割額）</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は，介護納付金課税</p>

改 正 案	現 案 行
<p>被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>標準保険料率のうち介護納付金賦課額の保険料率における所得割の率</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>標準保険料率のうち介護納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>標準保険料率のうち介護納付金賦課額の保険料率における世帯別平等割の額</u>とする。</p> <p><u>(納付額の端数計算)</u></p> <p>第21条の2 略</p> <p>(保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する</p>	<p>被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.35</u></p> <p>_____を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>10,700円</u></p> <p>_____とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>5,600円</u></p> <p>_____とする。</p> <p><u>(端数計算)</u></p> <p>第21条の2 略</p> <p>(保険税の減額)</p> <p>第23条 同左</p> <p>(1) 同左</p>

改正案	現行
<p>総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>第5条に定める額に10分の7を乗じて得た額</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>第5条の2第1項第1号に定める額に10分の7を乗じて得た額</u></p> <p>（イ） 特定世帯 <u>第5条の2第1項第2号に定める額に10分の7を乗じて得た額</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯 <u>第5条の2第1項第3号に定める額に10分の7を乗じて得た額</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>第7条に定める額に10分の7を乗じて得た額</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>第7条の2第1項第1号に定める額に10分の7を乗じて得た額</u></p> <p>（イ） 特定世帯 <u>第7条の2第1項第2号に定める額に10分の7を乗じて得た額</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯 <u>第7条の2第1項第3号に定める額に10分の7を乗じて得た額</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項</p>	<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>19,600円</u></p> <p>イ 同左</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>13,370円</u></p> <p>（イ） 特定世帯 <u>6,685円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯 <u>10,028円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>7,280円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,320円</u></p> <p>（イ） 特定世帯 <u>2,660円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯 <u>3,990円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項</p>

改 正 案	現 行
<p>に規定する世帯主を除く。) 1人について第9条の2に定める額に10分の7を乗じて得た額</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について第9条の3に定める額に10分の7を乗じて得た額</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について第5条に定める額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 第5条の2第1項第1号に定める額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(イ) 特定世帯 第5条の2第1項第2号に定める額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 第5条の2第1項第3号に定める額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について第7条に定める額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 第7条の2第1項第1号に定める額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(イ) 特定世帯 第7条の2第1項第2号に定める額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 第7条の2第1項第3号</p>	<p>に規定する世帯主を除く。) 1人について7,490円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について3,920円</p> <p>(2) 同左</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について14,000円</p> <p>イ 同左</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,550円</p> <p>(イ) 特定世帯 4,775円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 7,163円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について5,200円</p> <p>エ 同左</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,800円</p> <p>(イ) 特定世帯 1,900円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 2,850円</p>

改 正 案	現 案 行
<p style="text-align: center;"><u>に定める額に10分の5を乗じて得た額</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>第9条の2に定める額に10分の5を乗じて得た額</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について<u>第9条の3に定める額に10分の5を乗じて得た額</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>第5条に定める額に10分の2を乗じて得た額</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>第5条の2第1項第1号に定める額に10分の2を乗じて得た額</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>第5条の2第1項第2号に定める額に10分の2を乗じて得た額</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>第5条の2第1項第3号に定める額に10分の2を乗じて得た額</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>第7条に定める額に10分の2を乗じて得た額</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>第7条の2第1項第1号に定める額に10分の2を乗じて得た額</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>5,350円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について<u>2,800円</u></p> <p>(3) 同左</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>5,600円</u></p> <p>イ 同左</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,820円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,910円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,865円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>2,080円</u></p> <p>エ 同左</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,520円</u></p>

改正案	現案行
<p>(イ) 特定世帯 <u>第7条の2第1項第2号に定める額に10分の2を乗じて得た額</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>第7条の2第1項第3号に定める額に10分の2を乗じて得た額</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>第9条の2に定める額に10分の2を乗じて得た額</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について<u>第9条の3に定める額に10分の2を乗じて得た額</u></p>	<p>(イ) 特定世帯 <u>760円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1,140円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>2,140円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について<u>1,120円</u></p>
<p>2 保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>第5条に定める額から第23条第1項第1号アに定める額を減じて得た額に2分の1を乗じて得た額</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>第5条に定める額から第23条第1項第2号アに定める額を減じて得た額に2分の1を乗じて得た額</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>第5条に定める額から第23条第1項第3号アに定める額を減じて得た額に2分の1を乗じて得た額</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>第5条に定める額に2分の1を乗じて得た額</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯</p>	<p>2 同左</p> <p>(1) 同左</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,200円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7,000円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>11,200円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>14,000円</u></p> <p>(2) 同左</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯</p>

改 正 案	現 行
<p><u>第7条に定める額から第23条第1項第1号ウに定める額を減じて得た額に2分の1を乗じて得た額</u></p>	<p>1,560円</p> <hr/> <p>—</p>
<p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>第7条に定める額から第23条第1項第2号ウに定める額を減じて得た額に2分の1を乗じて得た額</u></p>	<p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,600円</p> <hr/> <p>—</p>
<p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>第7条に定める額から第23条第1項第3号ウに定める額を減じて得た額に2分の1を乗じて得た額</u></p>	<p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,160円</p> <hr/> <p>—</p>
<p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>第7条に定める額に2分の1を乗じて得た額</u></p>	<p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,200円</p> <hr/> <p>—</p>
<p>3 略</p>	<p>3 略</p>
<p>4 <u>前3項に定める額において、1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>

議案第 3 2 号

気仙沼市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について

別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 7 日 提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき，議会の議決を必要とするためである。

気仙沼市条例第 号

気仙沼市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

気仙沼市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例（令和6年気仙沼市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に1号を加える改正規定及び第4条第1項に2号を加える改正規定中「第34条第1項」を「第37条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第32号資料

気仙沼市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>気仙沼市条例第37号</p> <p>気仙沼市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>気仙沼市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成25年気仙沼市条例第25号）の一部を次のように改正する。</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>第3条第1項に次の1号を加える。</p> <p>(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）<u>第37条第1項</u>及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>第4条第1項第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に、「土木工学以外の工学」を「, 工学」に, 「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に, 「学校教育法による専門職大学の前期課程」を「専門職大学前期課程」に, 「同法による専門職大学の前期課程」を「専門職大学前期課程」に, 「同項第4号」を「同項第5号」に, 「有する者」を「有するもの」に改め, 同項第4号中「及び第4号」を「又は第5号」に, 「学科目」を「課程」に改め, 「卒業した後」の次に「（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）」を加え, 「第1号に規定する学校の卒業生」を「第1号に規定する学校を卒業した者」に, 「第3号に規定する学校の卒業生」を「第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては, 修</p>	<p>気仙沼市条例第37号</p> <p>気仙沼市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>気仙沼市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成25年気仙沼市条例第25号）の一部を次のように改正する。</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>第3条第1項に次の1号を加える。</p> <p>(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）<u>第34条第1項</u>及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>第4条第1項第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に, 「土木工学以外の工学」を「, 工学」に, 「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に, 「学校教育法による専門職大学の前期課程」を「専門職大学前期課程」に, 「同法による専門職大学の前期課程」を「専門職大学前期課程」に, 「同項第4号」を「同項第5号」に, 「有する者」を「有するもの」に改め, 同項第4号中「及び第4号」を「又は第5号」に, 「学科目」を「課程」に改め, 「卒業した後」の次に「（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）」を加え, 「第1号に規定する学校の卒業生」を「第1号に規定する学校を卒業した者」に, 「第3号に規定する学校の卒業生」を「第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては, 修</p>

改 正 案	現 行
<p>了した者)」に、「第4号に規定する学校の卒業者」を「第5号に規定する学校を卒業した者」に、「有する者」を「有するもの」に改め、同項第5号中「第2号」を「第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に、「卒業者」を「学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）」に、「有する者」を「有するもの」に改め、同項に次の2号を加える。</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p style="text-align: center;">略</p>	<p>了した者)」に、「第4号に規定する学校の卒業者」を「第5号に規定する学校を卒業した者」に、「有する者」を「有するもの」に改め、同項第5号中「第2号」を「第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に、「卒業者」を「学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）」に、「有する者」を「有するもの」に改め、同項に次の2号を加える。</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p style="text-align: center;">略</p>